○農林水産省告示第百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年一月十六日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成十二年十二月二十一日農林水産省告示第千六百九十五号

二　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年一月十六日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鹿児島県霧島市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

霧島市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2　次の森林については、主伐は、択伐による。

霧島市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

3　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

4　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

5　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県庁及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年一月十六日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十七年五月十三日農林水産省告示第七百六十七号

二　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年一月十六日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鹿児島県曽於市財部町下財部字龍喰三〇〇五の二、三〇〇六の二、三〇〇七の二、三〇〇八の三、三〇六九の二、三〇六九の九から三〇六九の一一まで、三〇六九の一五、三〇七〇の一、三〇七一の四、字荒谷四〇四四の二、四〇四五、四〇四七、字十文字四〇六一の二、四〇六八の二、四〇六九の二、字小谷口四八九九の一、四八九九の八、四九〇〇の二、南俣字宮ヶ尾八三二七の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び曽於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年一月十六日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道石狩郡当別町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、当別町・勇払郡むかわ町（以上二町について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　立木の伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(1)　主伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

むかわ町・黒松内町（以上二町について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び曽於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年一月十六日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道深川市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

深川市（次の図に示す部分に限る。）

㈡　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

㈢　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈣　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び深川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道島牧郡島牧村（次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る立木の伐採を禁止する。

(2)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年一月十六日

農林水産大臣　西川　公也